

宮津与謝消防組合消防本部 AED（自動体外式除細動器）貸出要領

（目的）

第1条 この要領は、宮津市及び与謝郡で活動する団体等が行う催物又は行事等（以下「イベント」という。）において、その参加者が突然の心停止状態に陥った時の救命活動に備え、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を主催者に貸出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象者）

第2条 宮津市及び与謝郡内に住所を有する者又は勤務する者で、イベントを主催する団体等の代表者とする。

（貸出の条件）

第3条 AEDの貸出しは、次の条件を満たしているものとする。

- (1) イベントには、普通救命講習を受講した者を会場に配置すること。
- (2) イベントの参加者が、概ね10人以上であること。
- (3) イベントは宮津市及び与謝郡内で開催されるものとする。

（貸出期間）

第4条 貸出日はイベント開催の1日前からとし、返却はイベント終了後速やかに返却するものとする。ただし、宮津与謝消防署長（以下「消防署長」という。）が必要と認めたときは、期間を延長することができる。

（貸出申請）

第5条 AEDの貸出しを受けようとする代表者は、借用申請書に普通救命講習修了証（写し）を添付し、消防署長に提出しなければならない。

2 申請時には、身分を証する書類（運転免許証又は保険証）を持参すること。

（貸出台数）

第6条 AEDの貸出しの台数は、一つのイベントにつき1台とする。ただし、消防署長が必要と認めたときは、この限りでない。

（利用料）

第7条 貸出しを受けたAEDの利用料は、無料とする。

（遵守事項）

第8条 AEDの借用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) AEDは、常に良好な状態（高温、多湿、寒冷な場所は避ける。）で維持管理すること。
- (2) AEDの盗難防止に努めること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、消防署長が指示する事項を遵守すること。

(経費の負担)

第9条 借用中の事故(故障、破損、盗難等)は全て借用者の責任とし、返納不能な場合は、同品を購入し返納するものとする。パッドはAEDを使用する時以外は開封しないこと。AED使用時以外に開封した場合は、借用者が購入し返納するものとする。

2 緊急時に使用した消耗品の経費については、消防署が負担する。

(AEDの返還)

第10条 消防署長は、特に必要があるときは、貸出期間中であってもAEDを返還させることができる。

(賠償責任)

第11条 消防署長は、AEDの使用により生じた事故に対しては、一切の賠償責任を負わない。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から運用する。